

募集要項・業務仕様書の概要

| | |
|---------|--|
| 1 施設名 | 堺市立堺、中、東、西、南、北老人福祉センター 及び堺市立美原総合福祉会館・美原老人福祉センター |
| 2 施設の概要 | <p>【堺老人福祉センター】 ※隣接する旧健康増進福祉センターを改修し、同施設内に移転する予定（平成29年4月から移転後の施設で開業を予定） （現在の施設） 所在地：堺市堺区協和町3丁128番地1 設立年月：昭和47年9月</p> <p>（移転後の施設） 所在地：堺市堺区協和町3丁128番地4 設立年月：昭和60年5月</p> <p>【中老人福祉センター】 所在地：堺市中区八田南之町162番地 設立年月：平成11年4月</p> <p>【東老人福祉センター】 所在地：堺市東区日置荘原寺町195番地1 東区役所内 設立年月：平成9年4月</p> <p>【西老人福祉センター】 所在地：堺市西区鳳東町6丁600番地 西区役所内 設立年月：平成8年4月</p> <p>【南老人福祉センター】 所在地：堺市南区御池台5丁2番7号 設立年月：昭和48年9月</p> <p>【北老人福祉センター】 所在地：堺市北区常磐町1丁25番地1 設立年月：昭和59年5月</p> <p>【美原総合福祉会館・美原老人福祉センター】 所在地：堺市美原区黒山782番地10 設立年月：昭和58年4月</p> <p>※「堺・西区域」、「中・南区域」、「東・北・美原区域」の3区域に分けて募集</p> <p style="text-align: right;">（募集要項2～6頁及び仕様書別紙1参照）</p> |

| | |
|---------------------|---|
| <p>3 管理運営の基本的事項</p> | <p>① 堺市立老人福祉センター条例第1条及び堺市立美原総合福祉会館条例第1条の設置目的に基づき管理運営を行うこと。</p> <p>② 高齢者の介護予防、健康増進及び生きがいづくり（世代間交流、地域貢献など）の促進に資することを念頭に置いた管理運営を行うこと。</p> <p>③ 個人情報の保護を徹底するとともに、情報公開を積極的に推進すること。</p> <p>④ 公の施設であることを念頭において、公正、公平な管理運営を行うこととし、特定のものに有利あるいは不利になる運営をしないこと。</p> <p>⑤ 管理運営業務に際し、政治的行為又は宗教的行為と疑われるような活動や営利を目的とする活動はしないこと。</p> <p>⑥ 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ってサービスを提供すること。</p> <p>⑦ 法令等を遵守して適正に管理運営業務を行うこと。</p> <p>⑧ 効果的かつ効率的に管理運営業務を行い、経費の縮減に努めること。</p> <p>⑨ 利用促進を積極的に図ること。</p> <p>⑩ 地域住民や利用者の意見・要望を管理運営に反映させ、サービス向上を図ること。</p> <p>⑪ 利用者が安全かつ快適に利用できるように施設設備を適正に維持管理すること。</p> <p>⑫ 地域に根ざした施設となるよう、地域の住民、自治組織、事業者等と良好な関係を維持し、運営すること。</p> <p style="text-align: right;">（募集要項7～8頁参照）</p> |
| <p>4 指定管理者が行う業務</p> | <p>① 施設の管理運営に関する業務</p> <p>② 施設等の維持管理に関する業務</p> <p>③ その他（緊急時等への対応等）</p> <p>④ 自主事業</p> <p style="text-align: right;">（募集要項6～7頁、仕様書1～10頁及び各特記仕様書参照）</p> |
| <p>5 指定期間（予定）</p> | <p>平成28年4月1日～平成33年3月31日（5年間）</p> <p style="text-align: right;">（募集要項8頁参照）</p> |
| <p>6 指定管理料の支払条件</p> | <p>指定管理料は、指定期間中に市と指定管理者が協議して年度協定で定め、予算の範囲内で支払う。</p> <p>指定管理料は年4回に分けて前金払により支払うこととし、支払時期、支払金額は年度協定で定める。</p> <p>指定管理料には原則として管理運営業務に必要な一切の経費として人件費、管理費（保守管理費、消耗品費、修繕費、光熱水費等）が含まれる。</p> <p style="text-align: right;">（募集要項9～13頁参照）</p> |
| <p>7 利用料金制度の採用</p> | <p>無（市長が特に定める場合を除く）</p> <p style="text-align: right;">（募集要項13頁参照）</p> |

| | |
|----------------|---|
| 8 自主事業の実施、参加費等 | <p>指定管理者は、指定管理業務に支障がなく、施設の設置目的の範囲内で、利用促進又はサービス向上を目的に、自己の責任と費用負担により、自主事業を実施できる。</p> <p>自主事業①（実施は任意）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機の設置 ・その他サービス向上又は利用促進につながる自主事業 <p>自主事業②（必ず実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美原総合福祉会館における喫茶コーナーの設置運営 <p>（募集要項8～9頁、仕様書7～10頁及び各特記仕様書参照）</p> <p>自主事業については、参加者から参加費等を徴収することができる。 （募集要項13頁参照）</p> |
| 9 開館時間及び休館日 | <p>開館時間：午前9時～午後5時15分</p> <p>休館日：日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日（敬老の日を除く）、12月29日～翌年1月3日 （募集要項13～14頁参照）</p> |
| 10 リスク分担 | <p>別紙1「堺市立堺、中、東、西、南、北老人福祉センター及び堺市立美原総合福祉会館・美原老人福祉センター リスク分担表」のとおり。 （募集要項16頁、別紙1参照）</p> |
| 11 業務の第三者への委託 | <p>管理運営業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。ただし、下記の業務の全部又は一部については、指定管理者があらかじめ市に書面で届け出て、承認を得た場合は、第三者に委託することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 施設・設備等保守点検業務 ② 施設維持管理業務 ③ 管理事務補助業務 <p>（募集要項17頁参照）</p> |
| 12 モニタリング等 | <ul style="list-style-type: none"> ① 指定管理者は、利用者の意見や要望を把握し管理運営業務に反映させるため、利用者からの意見聴取を行う。 ② 市は、報告書等により、適切に管理運営業務がなされているかなどについて確認を行い、指定管理者に必要な指示を行う。また、市は必要に応じ随時に、運営業務の実績の確認及び評価をするためのモニタリングを行うことができる。 ③ 指定管理者によるモニタリング及び市によるモニタリングに加えて、第三者によるモニタリングを実施する場合がある。 <p>（募集要項18頁参照）</p> |
| 13 目標設定 | <p>市が求める目標・水準等として</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 利用者の安全確保：事故発生件数0件（利用者の体調変化以外） ② 利用者の満足度：利用者アンケート「施設の清潔さ」の不満割合2%以下、「職員の対応」の不満割合1%以下 ③ 経費縮減に向けた取組み：日常点検を適正に行い、効率的な管理運営を実施 <p>（仕様書10頁参照）</p> |
| 14 募集のスケジュール | <p>募集要項の公表：平成27年7月17日（金）</p> <p>現地説明会：平成27年7月31日（金）、8月5日（水）、6日（木）</p> <p>質問票受付：平成27年8月7日（金）～13日（木）</p> <p>質問票回答：平成27年8月31日（月）（予定）</p> <p>応募書類受付：平成27年9月10日（木）～16日（水）</p> <p>※スケジュールについては予定です。 （募集要項21頁参照）</p> |
| 15 募集区域 | <p>募集区域は次のとおり。なお、複数区域への応募も可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①堺老人福祉センター、西老人福祉センター ②中老人福祉センター、南老人福祉センター ③東老人福祉センター、北老人福祉センター、美原総合福祉会館・美原老人福祉センター <p>（募集要項21頁参照）</p> |

| | |
|----------------|--|
| 16 応募資格 | <p>高齢者に係る福祉事業の実績を豊富に有し、大阪府内に主たる事務所を有する法人又は複数の法人が構成するグループ。 グループの場合は、グループ名及びグループを代表する法人等を定めること。</p> <p>(募集要項21～22頁参照)</p> |
| 17 欠格事項・選定対象除外 | 募集要項22～23頁のとおり。 |
| 18 応募書類 | 募集要項26～27頁のとおり。 |
| 19 選定審査方法 | <p>審査項目に基づき、指定管理者候補者選定委員会において、募集区域ごとに以下のとおり審査を行う。</p> <p>① 書類審査 ② 面接審査</p> <p>各募集区域において、書類審査及び面接審査の総合評価により採点を行う。 採点の結果、総合計得点が満点の60%以上に達しない場合は、指定管理者候補者として選定しない。</p> <p>(募集要項28頁参照)</p> |
| 20 選定結果の通知 | <p>選定委員会の審査結果を受けて、募集区域ごとに指定管理者候補者の選定を行い、その結果を募集区域ごとに応募団体に、平成27年10月下旬をめどに文書で通知する。</p> <p>(募集要項28頁参照)</p> |